

生活衛生関係営業と中小企業行政との関係について

平成23年12月14日

厚生労働省

経済産業省

- 厚生労働省は、公衆衛生の向上等のため、理容・美容・クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業を振興。
- 中小企業庁は、中小企業の育成、発展を図るため、業種横断的に中小企業政策を実施。
- 生活衛生関係営業者は、中小企業関連団体にも多数所属しており、中小企業庁は、これら団体等を通じて、中小企業政策の広報や意見の聴取を行っている。
- 加えて、中小企業庁職員が厚生労働省主催の「生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度WG」にオブザーバーとして参加し中小企業関連税制改正結果について説明を行うなど、省庁間で連携して施策の普及に努めている。

中小企業庁が
横断的に支援

中小企業者
約580万事業所

厚生労働省が業所管

生活衛生関係営業
約115万事業所

理容業 約11万
美容業 約18万
クリーニング業 約7万
飲食業 約67万
宿泊業 約6万
その他(映画館、銭湯等) 約6万

(参考)

(資料)総務省「平成21年経済センサス」を再編加工。

- ・日本商工会議所の会員約133万人のうち、宿泊・飲食サービス業は9.6万人、生活関連サービス業・娯楽業は3万人。
- ・全国商工会連合会の会員約87万人のうち、飲食・宿泊業は9.5万人、サービス業は15.8万人。
- ・全国中小企業団体中央会の組合員約300万者のうち、理容業は6.7万者、クリーニング業は1.1万者、宿泊業は1.7万者、すし業は2万者(生活衛生同業組合のうち全国連合会が中央会に加入している組合に所属する組合員数)。
- ・全国商店街振興組合連合会は、商店街振興組約14万店舗のうち約11万店舗が会員構成員店舗数。